令和８年１０月１３日付け目企企第４８５号決定

めぐろ団体応援事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、目黒区（以下「区」という。）に対する個人からの寄付金のうち、その使途として区の区域内（以下「区内」という。）の公益活動を行う団体を応援するために寄付された寄付金（以下「めぐろ団体応援寄付金」という。）の取扱い及び当該団体への補助金（以下「めぐろ団体応援補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（寄付の受付等）

第２条　寄付者は、めぐろ団体応援寄付金を寄付しようとするときは、次に掲げる方法により寄付するものとする。

（１）区長が指定するインターネットサイトが取り扱う方法による納付

（２）前号に掲げるもののほか、区長が認める方法による納付

２　区長は、寄付者の氏名、住所、寄付金額等に関する情報を当該寄付に際し寄付者が指定した団体に対して提供することについて、当該寄付者に同意を求めるものとする。

３　前項の規定による団体への情報提供は、当該団体から寄付者に対して礼状、会報誌等を送付することを目的として行うものとする。

４　区長は、めぐろ団体応援寄付金の受付期間内であっても、めぐろ団体応援補助金の交付の対象として登録された団体（以下「登録団体」という。）との協議により、当該団体を応援するためのめぐろ団体応援寄付金の受付を停止することができる。

（めぐろ団体応援寄付金の返還）

第３条　区長は、寄付されためぐろ団体応援寄付金がこの要綱の趣旨又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものと認めるときは、当該めぐろ団体応援寄付金を寄付者に対して返還する。

（寄付金の不返還）

第４条　区長は、次の各号に掲げる理由により登録団体にめぐろ団体応援補助金を交付しない場合又は返還させた場合であっても、既に納めためぐろ団体応援寄付金は寄付者に返還しない。

（１）登録団体が書類の提出等めぐろ団体応援補助金の交付を受けるために必要な手続を行わないとき。

（２）第１０条の規定によるめぐろ団体応援補助金の交付申請の時点において、当該登録団体が第５条第１項に規定する要件を満たさなくなっていたとき又は同条第２項の規定により交付の対象外とされたとき。

（３）第１６条第１項の規定により登録団体へのめぐろ団体応援補助金の交付決定の全部

又は一部を取り消したとき。
（４）第１７条第１項の規定により登録団体にめぐろ団体応援補助金の返還を命じたとき。
（登録団体の要件等）
第５条　登録団体は、東京都都税条例（昭和２５年８月東京都条例第５６号）第２４条の５に規定する団体のうち、主たる事務所若しくは事業所が区内に所在するもの又は区との連携・協力に関する基本協定を締結している学校法人若しくは国立大学法人が設置する大学であって、次に掲げる要件のいずれも満たす団体として、区長が登録したものとする。
（１）文部科学省所轄の学校法人にあっては、特定公益増進法人として認定又は所得税額控除の証明を受けていること。
（２）営利を目的としていないこと。
（３）法令や公序良俗に反する活動をしていないこと。
（４）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）に関係していないこと。
（５）宗教的活動をしていないこと。
（６）政治的活動をしていないこと。
２　前項の規定にかかわらず、区長が適当でないと認める団体は、めぐろ団体応援補助金の交付対象外とすることができる。
（団体の登録）
第６条　登録団体への登録を希望する団体は、区長が指定する電子情報処理組織により次に掲げる事項を入力し、区長に申請しなければならない。この場合において、区長が必要と認める電磁的記録又は書類を添付し、又は送付しなければならない。
（１）団体の名称、所在地及び代表者の氏名
（２）団体の活動概要
（３）補助金の活用に関する基本方針
（４）前３号に掲げるもののほか区長が必要と認める事項
（物品の提供等）
第７条　登録団体は、寄付者に対して礼状、会報誌その他の金銭的価値がない物品を提供できるものとする。
２　登録団体は、寄付者に対して供応接待をし、又は金銭若しくは返礼品その他の金銭的価値がある物品を提供してはならない。
３　登録団体は、第２条第２項の規定に基づき提供を受けた寄付者に関する情報について、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）その他の関係法令を遵守して適切に取り扱わなければならない。
（対象経費）
第８条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、登録団体の活動に要

する経費のうち、次に掲げるものとする。
（１）公益に資する事業の運営に要する経費
（２）社会貢献を行う分野の事業の運営に関する経費
２　次に掲げる経費は、補助対象経費としない。
（１）飲食に係る経費（前項各号に規定する事業の運営に係るものは除く。）
（２）前号に掲げるもののほか、区長が適切でないと認める経費
（補助上限額等）
第９条　登録団体に交付するめぐろ団体応援補助金の上限額は、補助金を交付する前年に当該登録団体を応援するために寄付されためぐろ団体応援寄付金の額に１００分の７０を乗じて得た額（１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。
２　めぐろ団体応援寄付金の額から当該登録団体へのめぐろ団体応援補助金の額を減じて得た額の使途については、区長が決定するものとする。
３　登録団体から次条の規定による申請がなかった場合における当該登録団体に係るめぐろ団体応援寄付金の使途については、区長が決定するものとする。
（補助金の交付申請）
第１０条　登録団体は、めぐろ団体応援補助金の交付を受けようとするときは、区長が定める期日までに、区長が指定する電子情報処理組織により次に掲げる事項を入力し、区長に申請しなければならない。この場合において、区長が必要と認める電磁的記録又は書類を添付し、又は送付しなければならない。
（１）団体の名称、所在地及び代表者の氏名
（２）交付申請額
（３）事業内容及び事業経費の内訳
（４）前３号に掲げるもののほか区長が必要と認める事項
（補助金の交付決定）
第１１条　区長は、前条の規定による申請があったときは、登録団体へのめぐろ団体応援補助金の交付の可否及び交付額を決定し、補助金交付決定通知書（別記第１号様式）により、当該申請をした登録団体に通知するものとする。
２　区長は、前項の規定によりめぐろ団体応援補助金の交付を決定するときには、条件を付すことができる。
（補助金の請求及び交付）
第１２条　前条第１項の規定によりめぐろ団体応援補助金の交付の決定を受けた登録団体は、区長が指定する電子情報処理組織により請求書（別記第２号様式）を送信し、区長にめぐろ団体応援補助金の交付を請求するものとする。
２　区長は、前項の規定による請求があったときは、年１回に限り、当該登録団体にめぐろ団体応援補助金を交付するものとする。
（事業内容の変更）

第１３条　登録団体は、交付決定の基礎となった事業内容を著しく変更しようとするときは、あらかじめ区長と協議しなければならない。

（実績報告）

第１４条　登録団体は、めぐろ団体応援補助金の交付を受けた日が属する会計年度が終了したときは、区長が指定する期日までに、区長が指定する電子情報処理組織により実績報告書（別記第３号様式）を送信し、区長に報告しなければならない。この場合において、区長が必要と認める電磁的記録又は書類を添付し、又は送付しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１５条　区長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、めぐろ団体応援補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべきめぐろ団体応援補助金の額を確定し、補助金確定通知書（別記第４号様式）により、当該登録団体に通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第１６条　区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、めぐろ団体応援補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（１）第５条第１項に規定する要件を満たさなくなったとき。

（２）めぐろ団体応援補助金を補助対象経費以外に使用したとき。

（３）偽りその他不正の手段によりめぐろ団体応援補助金の交付決定を受けたとき。

（４）めぐろ団体応援補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

（５）第１４条に規定する実績報告書を、指定期日までに提出しなかったとき。

（６）前各号に掲げるもののほか、区長がめぐろ団体応援補助金を交付することが適当でないと認めるとき。

２　区長は、前項の規定によりめぐろ団体応援補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（別記第５号様式）により、当該登録団体に通知するものとする。

（補助金の返還）

第１７条　区長は、前条第１項の規定によりめぐろ団体応援補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、補助金返還通知書(別記第６号様式)により、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

２ 区長は、第１５条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

（違約加算金及び延滞金）

第１８条　区長は、第１６条第１項の規定によりめぐろ団体応援補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金等の返還を命じたときは、当該命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年１０．９５

パーセントの割合で計算した違約加算金を当該団体に納付させなければならない。ただし、違約加算金の額が１００円未満である場合においては、この限りでない。

２　区長は、前条の規定により登録団体に対しめぐろ団体応援補助金の返還を命じた場合において、登録団体が当該めぐろ団体応援補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を納付させなければならない。ただし、延滞金の額が１００円未満である場合においては、この限りでない。

（公表の方法）

第１９条　区長は、めぐろ団体応援補助金の交付状況等について、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他適切な方法により公表するものとする。

（調査等）

第２０条　区長は、登録団体が第５条第１項に規定する要件を満たしていること又は交付された補助金の使途の確認に関する調査のため、当該団体に資料の提出を求め、又は関係機関への照会をすることができる。

２　登録団体は、前項の調査に協力しなければならない。

（委任）

第２１条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、企画経営部長が定める。

付　則

この要綱は、令和８年１０月１３日から施行する。